

西綾瀬だより

西綾瀬在宅サービスセンター
平成十八年 三月号



心安らかな老後を 守るために

〔高齢者虐待防止法施行〕

4月1日より高齢者虐待防止法が施行されます。

高齢者虐待とは...

「暑さ寒さも彼岸まで」春は、そこまでやってきました。
高齢者の基本的な人権を侵害し、高齢者の心身に深い傷を負わせ、時に犯罪上の行為をいいます。



介護教室のお知らせ

「知っておきたい介護保険改正」

日時・3月18日(土)

午後1時15分〜2時45分

場所・綾瀬ブルミエ 第一ホール

講師・足立区役所

介護保険課 根本課長

お問い合わせ・

在宅介護支援センター西綾瀬

TEL 03・5681・7650



① 身体的虐待

平手打ちする。殴る。蹴る。つねる。縛る。むりやり食事を口に入れる。薬の過剰投与により動けなくするなどの行為で苦痛やアザ、傷を負わせる行為。

② 心理的虐待

怒鳴る。ののしる。悪口を言う。侮辱をこめて子供扱いするなど。脅しや侮辱する言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせをして精神的、情緒的に苦痛を与えること。

③ 性的虐待

排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にする。キス、性器への接触。セックスを強要するなど。本人と合意がないなど。本人と合意がない、あらゆる性的な行為またはその強要すること。

④ 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない。本人の財産を無断で売却する。年金や貯金を本人の意思、利益に反して使用することなど。本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

⑤ 介護、世話の放棄・放任

食事や水分を与えられていない。脱水や栄養失調状態である。室内にゴミなどを放置し劣悪な住環境状態で生活させる。本人に必要な介護、医療サービス等を理由無く制限したり、使わせないなど。意図的であるか、結果的であるかを問わずに介護や世話をおこなっていない家族が、その介護世話を放棄、放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体、精神的を悪化させていること。

東部ブロック合同介護教室

『シルバーピアってどんなところ?』

～高齢者集合住宅見学会～

日時：3月11日(土)

午後1時30分～午後2時30分

申し込み先は…在宅介護支援センター西綾瀬

電話：5681-7650



虐待の実態

高齢者虐待の加害者のトップは、息子でした。昔から嫁姑の問題は取りざたされることとはありましたが、息子と母という関係での虐待が多いという結果でした。

虐待に及ぶ背景は様々です。虐待を受けている高齢者の約8割に、認知症がありました。介護疲れや認知症による言動の混乱によるもの、介護者や本人の性格、人間関係などが原因になっています。

認知症により介護が必要となりその介護が家族の上に重くのしかかっていることがわかりました。虐待をしている人に虐待をしているという自覚がないまま虐待が行なわれていることもわかってきました。

介護で疲れる前に...

取り返しのできない事態になる前に、一人で抱え込まずに関係機関に早めに相談してください。

どんな些細なことでも介護のことで困ったらお近くの在宅介護支援センターにご相談ください。

